

[事案 2022-206] 新契約無効請求

・令和5年7月4日 裁定終了

<事案の概要>

募集人によるクーリング・オフの妨害があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年7月に代理店を通じて契約した養老保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 申込手続から1週間以内に、募集人に対し、「契約をやめたい」、「クーリング・オフをしたい」と申し出たが、手続を行ってくれなかった。
- (2) クーリング・オフは、書面で行う必要がある旨の説明を募集人から受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、所定の期間内に、書面によるクーリング・オフ手続を行っていない。
- (2) 募集人は申立人に対し、申込手続時に口頭でクーリング・オフ制度の説明をした上、制度の説明が記載された注意喚起情報を交付した。
- (3) 申立人は、契約内容が申立人の意向に合致していることを意向確認書で確認し、申込手続を行った。
- (4) 申立人は、申込手続後しばらくして代理店を再訪したが、その時にはすでにクーリング・オフ期間を経過しており、募集人から再度契約内容の説明を受け帰宅した。申立人が募集人に対しクーリング・オフを申し出た事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人によるクーリング・オフの妨害があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。